

# コンプライアンス経営の推進

お客さまや地域の皆さまからの信頼をより一層高めていくため、法令遵守はもとより、企業倫理に則った公正で透明性の高い事業活動を推進します。

## コンプライアンスへの取り組み

### コンプライアンス経営の推進体制

当社では、取締役会のもとにコンプライアンス委員会を設置(2002年10月)しています。また、業務執行機関(本店各部、支店・支社等)の長を「コンプライアンス責任者」とし、全社でコンプライアンス経営を推進する体制を整備するとともに、コンプライアンス意識の向上にも取り組んでいます。

さらに、内部通報制度として「コンプライアンス相談窓口」を社内及び社外に設置しています。

九州電力グループとしてのコンプライアンス推進体制については、「グループCSR推進部会」を設置し、行動計画の周知や情報提供など、グループ一体となった取り組みを推進しています。(P.21参照)

### コンプライアンス委員会

社長を委員長とし、委員は、当社関係役員のほか、労働組合委員長及び社外有識者(3名)で構成され、監査役も出席の上、客観性及び透明性の確保に努めています。

委員会では、年2回の定例会を開催し、コンプライアンス経営に関する方針や対応策の審議、提言並びに実施状況のモニタリングを行っています。

具体的には、「コンプライアンス行動指針」等の見直しの審議、コンプライアンス推進計画及びその実施状況や、コンプライアンス違反事案に対する再発防止策への提言、さらに九州電力グループ従業員に対するアンケートによる意識調査を行うなど、コンプライアンス経営の推進に寄与しています。

### コンプライアンス行動指針

当社では、判断に迷ったときの行動基準や、お客さまや株主・投資家などステークホルダーとの関係における留意点などを具体的に記載した「コンプライアンス行動指針」(2002年12月制定)を全役員及び全従業員に配付しています。

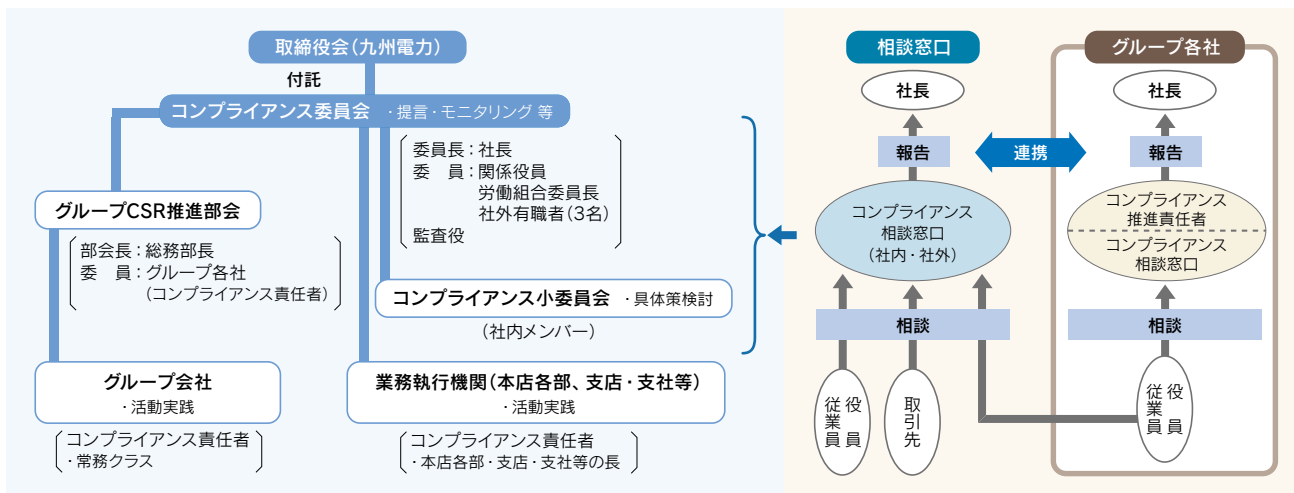
#### 【コンプライアンス行動指針の主な記載項目】

- ・お客さまとの信頼関係の構築
- ・電気の安定供給・品質維持と安全性の確保
- ・お取引先との良好な関係の構築
- ・競合企業との公正な競争関係の維持
- ・厳正な許認可申請・届出手続きの実施

[ホームページ](#)

CSRへの取り組み→コンプライアンス経営の推進→コンプライアンス行動指針

#### ▼コンプライアンス経営の推進体制



## 教育・研修等による従業員の意識高揚

「コンプライアンス行動指針」及び部門別に制定している具体的な行動指針の理解を図る教育やe-ラーニングを活用した教育・研修を、当社の全従業員に対して継続して実施しています。

また、人事考課においても、「企業倫理性」という評価項目を設け、「コンプライアンスに則った業務遂行・業務運営を行っているか」という視点で従業員を評価するなど、コンプライアンス意識の高揚を図っています。

さらに、グループ会社に対しても、コンプライアンス意識の高揚に向けた研修を実施するとともに、各社のコンプライアンス教育推進者を養成するなど、各社における教育・研修の推進を支援しています。

### ▼コンプライアンス研修の実績(2009年度)

項目	実績
1.e-ラーニングを活用したコンプライアンス研修	12,867名 (受講率100%)
2.グループ会社向けの研修	
・コンプライアンス、人権・同和問題研修	33社 217名
・グループ会社コンプライアンス教育担当者研修	46社 62名

## コンプライアンス意識調査

当社及びグループ会社の従業員を対象に、コンプライアンスの意識調査を実施し、調査結果の分析により課題を抽出し、意識向上の取組みへ反映しています。

### コンプライアンス意識調査結果

(2010年1月～2月、4月実施)

【評価結果：80点】(2009年：78点)

〔九州電力及びグループ会社：20,367名〕  
(2009年：19,015名)

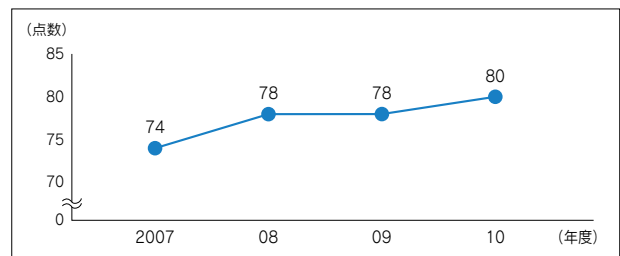
調査項目：コンプライアンスに関する10項目の平均値

- ・「あなたの会社は信頼できるか」
- ・「あなたの職場は、不正・不祥事が起きないよう、二重チェック、チェックシステムなどが徹底されているか」
- ・「あなたは、コンプライアンス行動指針を理解し、それに即した行動をとっているか」等

評価方法

「1. そう思う」～「5. そう思わない」の5段階評価のうち、「1. そう思う」、「2. まあそう思う」と回答した人の比率を点数化(100点満点)

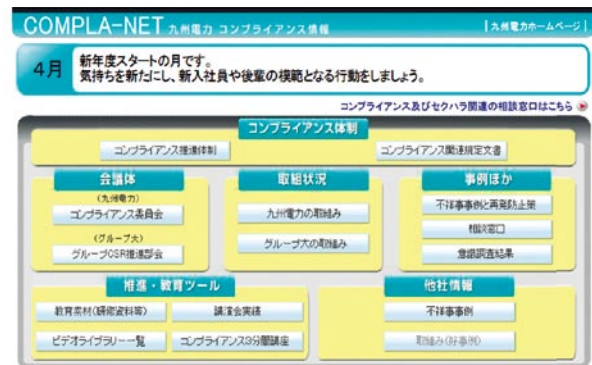
### ▼コンプライアンス意識調査結果の推移



## コンプライアンス・イントラネット

コンプライアンスに関する最新の情報を一元的に管理するシステムを、九州電力グループ全体で情報共有可能な社内イントラネット上に開設しています。

この情報を活用した職場や部門での対話・教育等を通じ、従業員のコンプライアンス意識向上を図っています。



### ▼コンプライアンス・イントラネットの掲載内容一覧

コンプライアンス体制	・コンプライアンス推進体制 ・コンプライアンス関連規定文書
会議体	・コンプライアンス委員会 ・グループCSR推進部会
取組状況	・九州電力の取組み ・グループ大の取組み
事例ほか	・(当社) 違反事例と再発防止策 ・相談窓口 ・意識調査結果
推進・教育ツール	・教育素材(研修資料等) ・ビデオライブラリー一覧 ・講演会実績 ・コンプライアンス3分間講座
他社情報	・不祥事事例

## コンプライアンス推進月間

毎年1月を「コンプライアンス推進月間」と位置づけ、九州電力グループ全体として、各種の取組みを実施しています。



2009年度は、消費者庁発足を踏まえ、消費者保護の専門家をお招きし、消費者庁発足が企業に与える影響などについて、当社及びグループ会社の経営層を対象に講演会を開催しました。また、各事業所においても、講演会、研修会等を積極的に行っています。

## コンプライアンス相談窓口

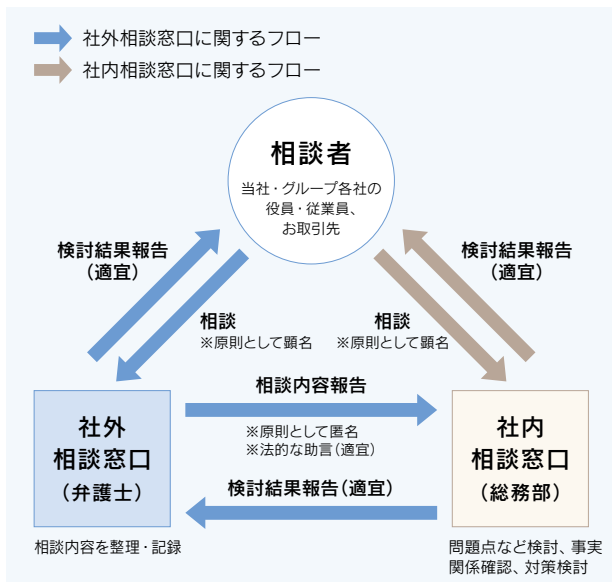
法令違反や企業倫理に反する行為の未然防止、早期発見を目的に、「コンプライアンス相談窓口」を2003年2月に設置しました。また、2005年4月からは社外の弁護士事務所にも相談窓口を設置し、相談を受け付ける体制の充実を図っています。

この相談窓口利用者のプライバシーは、「コンプライアンス相談窓口設置・運用規程」に基づき厳格に保護され、利用者が相談・通報による不利益な扱いを受けることはありません。

2009年度には、22件の相談・通報が寄せられました。(その内訳は以下のとおり)

また、この相談窓口のほかに「セクハラ・パワハラ相談窓口」を設置しています。(P.39参照)

### ▼コンプライアンス相談窓口



### 2009年度の相談・通報の内訳

- 業務運営・取扱いに関する疑義 10件
- 従業員の行動等への批判 6件
- 法律相談、その他相談・問い合わせ 6件

## 法令遵守への取組み

当社では、各種法令の遵守マニュアルを作成し、全従業員がいつでも確認できるよう社内イントラネットに掲載しています。また、2007年度から法令の改正情報について提供を受けるサービスを導入し、都度、改正情報の把握を行っています。さらに、2008年度には、対象を九州7県及び政令指定都市の条例・規則等にまで拡大し、法令遵守を徹底しています。

## 送配電ネットワーク利用の公平性・透明性確保

送配電ネットワーク利用の公平性及び託送業務の透明性を確保するため、行為規制やネットワーク利用に関する規定・ルール等を制定し、これらに則して厳正な取扱いを行っています。今後も引き続き、規定・ルール等を遵守することにより、公平性・透明性の確保、情報管理の徹底に努めていきます。

### ホームページ

企業情報 → 電力自由化 → 送配電ネットワーク利用の公平性・透明性確保について

## 法律相談ホットライン

当社及びグループ会社の社員等が業務を遂行するにあたり生じる法的疑問や法的課題に対し、法的アドバイスをを行う「法律相談ホットライン」を法務室に設置し、法的サポートの充実を図っています。

### ▼2009年度相談実績

相談箇所	主な相談内容	件数
営業所(営業関係)	計器取替、個人情報	9
営業所(配電関係)	電気工事、電柱敷地関係	22
電力所	損害賠償	1
発電所	著作権、借地借家法、廃棄物売却	3
支店	樹木伐採、著作権、印紙税	20
本店	独占禁止法、取締役会議事録	6
グループ会社	株主総会、下請法、独占禁止法	36
合計		97

## グループ各社の取組み

グループ各社は、当社と同様、「コンプライアンス委員会」や「相談窓口」を設置し、コンプライアンス体制を整備しています。また、「コンプライアンス行動指針」や各種規定の策定、教育・研修の実施など、コンプライアンス経営の推進に取り組んでいます。

## コンプライアンス違反事案とその再発防止策への取り組み

当社は、過去発生した事案、「発電設備に係る点検結果報告」(2007年3月経済産業省へ提出)、「パンフレット表示内容に対する排除命令(2008年10月公正取引委員会)等を踏まえ、二度と同じようなことを繰り返さないよう、再発防止策の着実な実施に取り組んでいます。

具体的には、社長をはじめとする経営トップが全事業所を訪問し、従業員との直接対話の中で、コンプライアンスに対する理解促進や何でも話せる職場風土づくりに取り組んでいます。また、e-ラーニングを活用した教育研修の充実も推進しています。

また、関係法令に関する教育の充実や、社内の広告類の審査体制の強化及び業務処理チェックシステムの構築など再発防止の仕組みづくりを整備しています。

今後も、従業員のコンプライアンス意識の向上と、再発防止策の定着化を図り、社会の皆さまからより信頼される九州電力グループとなるよう努めていきます。



経営トップ層と社員との対話

## CSRに配慮した資材・燃料調達の実施

資機材や燃料の調達においては、「資材調達基本方針」及び「燃料調達基本方針」のもと、法令の遵守はもちろん、安全確保や環境への配慮など、CSRに配慮した調達活動に積極的に取り組んでいます。

また、CSRに配慮した調達活動を実践するためには、それぞれの基本方針に対するお取引先のご理解とご協力が重要であるとともに、相互信頼に基づくパートナーシップの確立が必要不可欠であると考えています。

このため、「資材調達基本方針」及び「お取引先さまへのお願い」(ホームページ掲載中)並びに「燃料調達基本方針」への理解を深めていただくように、お取引先に対する情報発信・訪問等の機会を捉え、周知・協力要請を実施しており、2009年度においても、主要なお取引先を対象とした説明会を開催し、周知・ご協力をお願いしました。

今後も引き続き、お取引先への働きかけを行い、お取引先との対等なパートナーシップを基盤としたコンプライアンスの更なる推進を図ります。

### 「資材調達基本方針」及び「燃料調達基本方針」の内容

- 1 オープンな調達
- 2 公平・公正な対応
- 3 法令・社会規範の遵守
- 4 環境への配慮
- 5 安全の確保
- 6 情報セキュリティの徹底と個人情報の保護
- 7 契約の遵守と誠実な履行
- 8 コミュニケーションの推進と相互信頼の構築
- 9 価値の創造
- 10 地域・社会への貢献

### 「お取引先さまへのお願い」の内容

- 1 法令・社会規範の遵守
- 2 契約の遵守、誠実な履行
- 3 環境への配慮
- 4 安全の確保
- 5 情報セキュリティの徹底
- 6 安定した納入
- 7 良質なアフターサービス
- 8 適正価格の追求と品質・技術力の維持・向上
- 9 良好なコミュニケーションの推進

ホームページ

企業情報 → 資材調達情報 → 資材調達基本方針



コンプライアンス  
e-ラーニング  
用語集

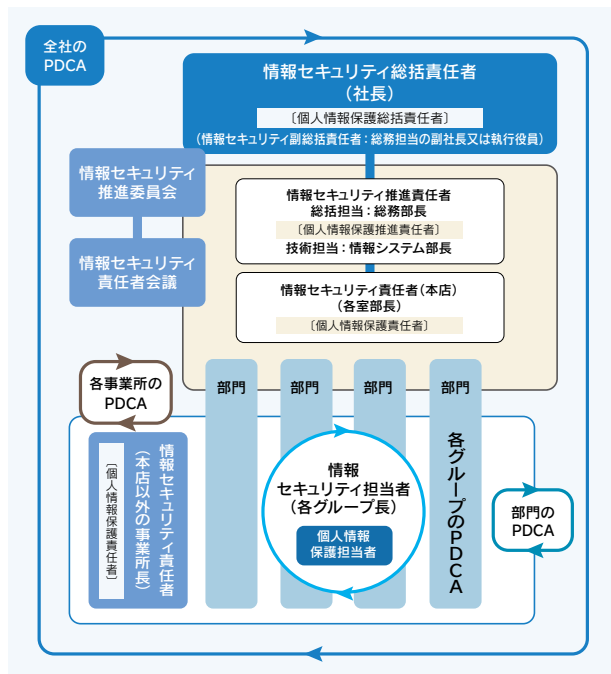
## 情報セキュリティ・個人情報保護管理の徹底

### 情報セキュリティマネジメント体制

当社では、社長を総括責任者とする情報セキュリティマネジメント体制のもと、本店各部・各事業所、各グループに責任者や担当者を配置し、社内情報や個人情報など情報管理の徹底を図っています。

また、「情報セキュリティ推進委員会」や「情報セキュリティ責任者会議」を開催することにより、全社、各部門、各事業所、各グループにおけるPDCAサイクルを的確に実施するとともに、情報セキュリティの確保や個人情報保護に取り組んでいます。

▼情報セキュリティマネジメント体制図



### 情報セキュリティ対策

2009年度に実施した情報セキュリティ対策を基に、2010年度も引き続き、PDCAサイクルから抽出した課題への対策を確実に実施し、情報セキュリティの向上を図っていきます。

#### ●組織的対策

2009年度は、規定類の理解浸透のための事業所訪問活動や各職場での自主点検を実施しました。

また、グループ会社における情報セキュリティマネジメントの実施に向けた支援・フォローを実施しました。

今後も引き続き、規定類の理解浸透のための事業所訪問活動を実施するとともに、グループ会社における情報セキュリティマネジメントの実施に向けた支援・フォローを行います。

#### ▼主な社内規定類

情報セキュリティ関係	・情報セキュリティ基本方針 ・情報セキュリティ管理規程 ・情報取扱要則
個人情報保護関係	・個人情報保護基本方針 ・個人情報保護管理規程 ・個人情報保護管理要則
その他	・建物入退管理要則 ・パソコン利用基準 など

### 情報セキュリティ基本方針

IT(情報技術)が企業の活動や社会生活に深く浸透することに伴い、情報セキュリティの確保は、事業活動を有機的かつ効率的に遂行するための前提条件となっております。

このため、当社においても、最新・正確な情報を適正な権限者のみが適時アクセスできる環境を構築するという「情報セキュリティの確保」が経営上の重要項目であると認識し、経営トップを最高責任者とする推進体制のもと、全社一丸となって、以下の情報セキュリティの確保に向けた取組を行います。

- 1 情報セキュリティに関する法令、その他社会的規範及び当社の情報セキュリティ管理規程その他規定類を遵守する。
- 2 情報や情報システムの取扱いに関する規定類を整備するとともに、従業員への定期的かつ継続的な教育を行うなど、従業員による不正行為や設備の誤用等を防止する。
- 3 取引先へ本方針を周知のうえ、機密保持に関する契約を締結するなど、取引先と連携した管理体制を整備し、情報漏えい等を防止する。
- 4 建物への入退管理やネットワークへの不正アクセス防止等の安全管理対策を的確に実施し、情報の漏えい、盗難、誤用、悪用を防止する。
- 5 代替手段の確保や復旧手順の確立など、事前のリスク管理を的確に行う。
- 6 情報セキュリティに関する取組を定期的に検証し、改善を図る。
- 7 経営トップは、重大な情報漏えい事故等の事態が発生した場合は、自ら問題解決にあたり、原因究明のうえ、早急な是正措置を講じ、再発防止を図るとともに、迅速かつ正確な情報公開を行う。

### ● 人的対策

2009年度は、全従業員を対象としたe-ラーニング教育や新任管理職・新入社員を対象とした階層別教育を実施しました。

今後も引き続き、従業員の意識向上・理解浸透を図るため、各種教育を行います。

### ● 物理的対策

ICカード対応のセキュリティゲートを導入するなど、執務室や建物への入室制限や施錠管理の徹底に必要な設備対策を実施しています。



宮崎支店セキュリティゲート

### ● 技術的対策

2009年度は、情報漏洩対策として個人情報など機密情報を含む電子データの社外送付・持ち出し時の暗号化による保護対策を強化するとともに、プリンタからの印刷物の放置や取り間違い防止のため、プリンタ出力時の社員証による認証機能を新たに導入しました。

また、急増する新種コンピュータウイルス(ガンブラーなど)の感染防止対策を強化しました。

さらに、グループ大での情報セキュリティリスク低減のため、情報セキュリティ対策の実施レベルを定めたグループ共通ガイドラインを策定しました。

2010年度も、引き続き新たなリスクへの対策を実施していきます。

### 委託先に対する個人情報厳正管理の徹底

個人情報保護法第22条において、委託元の委託先に対する必要かつ適切な監督が義務付けられており、委託先からの当社保有の個人情報の流出防止のため、委託先に対する個人情報取扱状況の調査及び指導を行っています。

2010年度も引き続き、委託先に対する個人情報取扱状況の調査及び指導を実施し、委託先からの個人情報の流出防止に向けた管理徹底を図ります。

#### ▼委託先に対する個人情報取扱状況の調査の概要

実施月	2009年6月～8月
対象件数	24件
調査方法	調査票による把握
調査結果に基づく問題点への指導内容	個人情報を取り扱う機器・装置等の物理的な保護対策の実施、教育記録の整備の徹底

### 情報流出事故と再発防止策

2009年度には、個人情報に記載された「電気ご使用量のお知らせ(検針票)」や「電柱敷地承諾書」等の書類を紛失する事故等が30件発生しました。

いずれも第三者等へ情報が流出する可能性があり、決してあってはならないことから、再発防止策の再徹底を図るとともに、今後とも継続的に注意喚起を行い、個人情報や社内情報の適正管理を図っていきます。

#### 【再発防止策】

- 関係規定類に則った情報取扱の徹底
- 全従業員対象の教育の継続実施
- コンプライアンス・イントラネットによる情報流出事故事例の情報共有(グループ会社を含む)
- 委託先に対する個人情報取扱状況の調査及び指導